

# 出先機関改革に係る公開討議資料 (法務局・地方法務局)

## ① 法務局・地方法務局の概要

### 沿革

#### ◆ 昭和22年5月3日 新憲法，裁判所法施行 裁判所から「司法事務局」として独立

- ◆ 「戸籍，登記，供託，公証，司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足

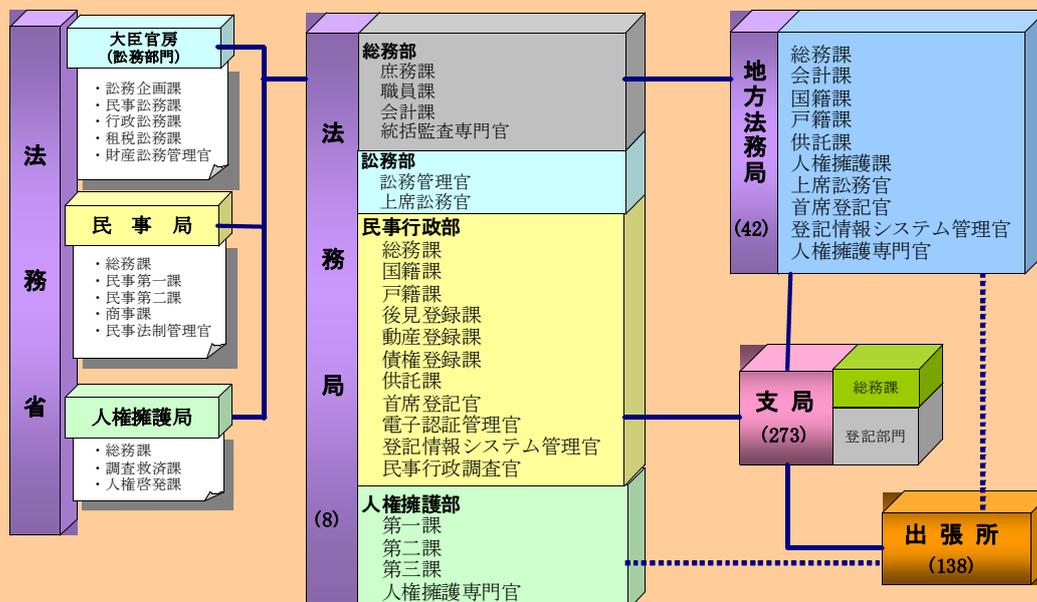
※ 最高裁判所が新設され，裁判所及び裁判関係の事務は，司法省から新設の最高裁判所に移管され，それ以外の制度創設当初から司法省が所管し，裁判所が所掌してきた登記等の事務は，司法事務局が所掌することとなった。

※ 供託については，制度創設当時は大蔵省（預金局）が所管していたが，大正時代に大蔵省から司法省に移管され，司法省の地方支部局として供託局が設置され，供託局が事務を所掌していた。

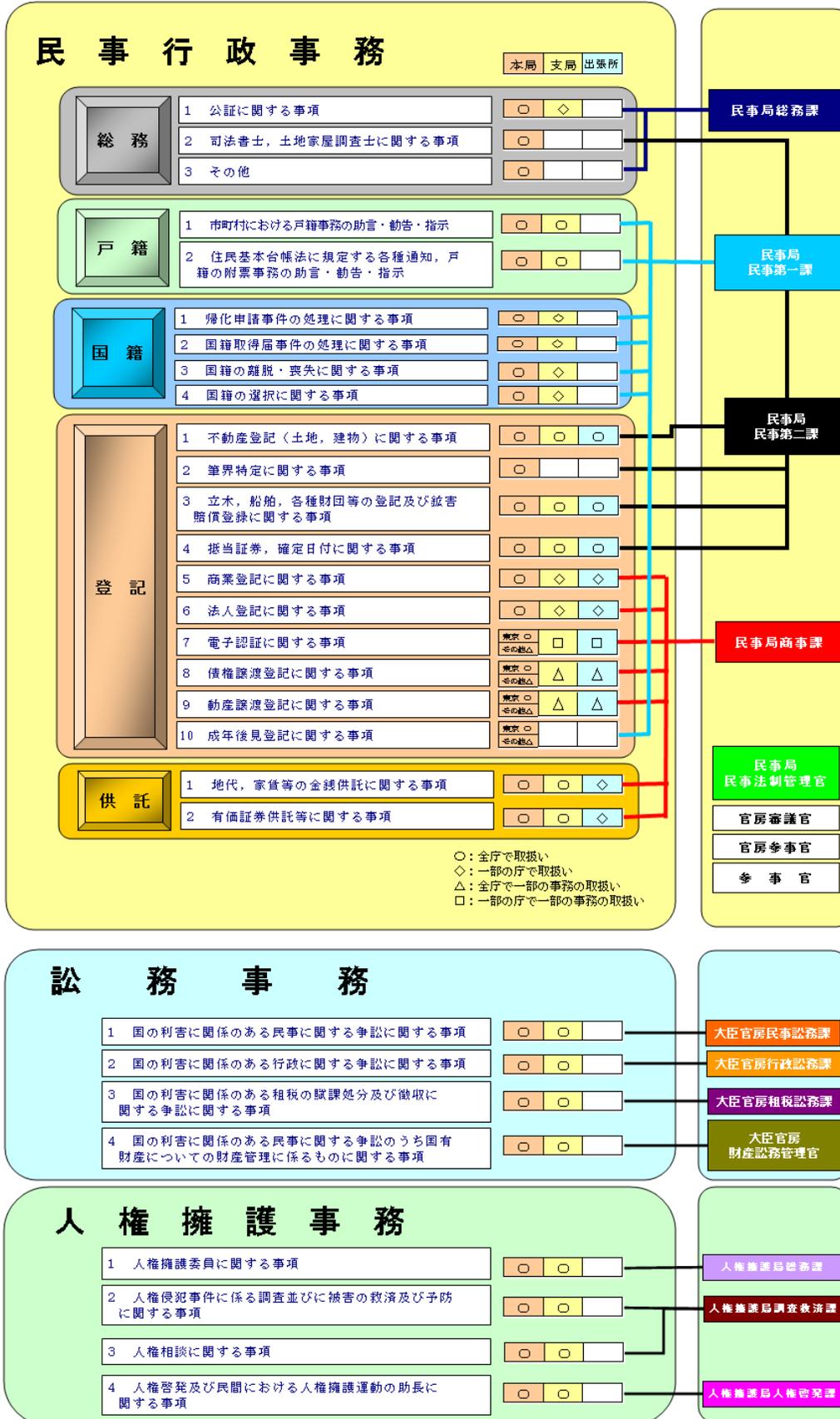
#### ◆ 昭和24年6月1日 「法務局及び地方法務局」と改称

- ◆ 昭和24年6月1日 「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
- ◆ 昭和25年7月1日 「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
- ◆ 昭和25年8月1日 「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」が所掌事務に加わる。

### 組織図 (平成22年4月1日現在)



## 所掌事務の概要



## ② 「出先機関改革の基本的論点」に対する見解

- ア 同資料に記載されている論点項目のうち、特に、以下に掲げる項目
- (ア) 「○ 改革の対象範囲と国と地方の役割分担の考え方」第3パラグラフ関係  
対象機関が担う事務・権限に関し、知事会PT中間報告の内容も踏まえつつ、
- i 「国が担う役割」をどのように考えるか
  - ii 現状の国と地方の役割分担を変更とした場合の支障等

### (1) 法務局の所掌事務について

法務局の所掌事務は、いずれも国民の自由・財産等の権利関係や身分関係に密接に関連した事務・権限である。また、法務局の事務・権限には、日本の国土や日本国籍といった国家の主権に直接関係するものや、裁判手続や執行手続に直接関与するなど司法制度と密接な関係を有するもの、国民の人権保障に関するものがあり、さらに、それらが経済政策など国の基本施策にも関係を有しているため、国が企画立案から業務執行まで一貫して担うことによって、よりよくその政策目的を達成することができるものである。

### (2) 「国が担う役割」について

主権・領土・国民は、国家の三要素であり、国土や国民といった国家の基礎や国家の運営に関わる基本制度を適正に運用することは、国の責務であり、国が担うべき役割である。また、三権分立の観点から、司法制度に関わる制度を適正に運用することや、日本国憲法で保障されている国民の基本的な人権を擁護することも、国の責務であり、国が担うべき役割である。

例えば、登記は、不動産や法人を法的に管理し、取引や経済活動の基盤を形成し、金融や不動産取引の円滑な運営を支えるとともに、徴税や各種の国家政策の基盤となっているものであり、資本主義経済の基礎をなす私有財産制度を支える重要なインフラであることから、その管理及び運営は、国が自らの責任において行うべきである。

### (3) 「現状の国と地方の役割分担を変更とした場合の支障等」について

法務局の事務・権限は、その性質上、地域ごとに取扱いが異なることが絶対に許されないものであって、全国統一的な運用が特に強く要請される。また、法務局の事務・権限は、いずれも、戦前は裁判所において取り扱われていた高度な法的判断を伴う準司法的な事務等であり、そのような高度な法的判断を伴う事務・権限を正確かつ迅速に行うためには、法律実務家として高度な専門的知識や経験を有する職員が必要とされる。

法務局は、単に本省の指示に従って業務を行う執行機関ではなく、それぞれの局が法的判断を行う専門機関として機能している。特に、登記官や供託官は、本省からの個別の指示を受けることなく、自らの判断で法的判断を行う独任の国家機関である。そのため、法務局では、職員に対し、各種研修や日常の業務を通じたOJTを継続的に実施するとともに、広域人事異動により幅広い多種多様な事件処理を経験させることにより、

その法的知識を向上させて、自らの判断で法的判断を伴う事務処理ができるだけの能力を持った職員を継続的に養成している。そして、そのような職員を全国規模で広域人事異動させることにより、効率的に、全国各地で行政サービスの質を一定水準以上に保つことを実現している。このようにして、法務局は、国民の期待や信頼にこたえる組織体制を構築している。

各地方公共団体において、高い法的素養を有し、関連法令の解釈運用に精通する専門職員を継続的に養成し、維持し続けることは、地方公共団体にとって大きな負担にもなる。また、法務局職員を受け入れて対応する場合であっても、近年の行政改革や窓口の総合化等の流れを受けて、法務局の事務以外の事務を兼任させれば、職員の専門性は急速に著しく低下することになる。他方、法務局の事務に専任させたとしても、職員は全国規模の幅広い多種多様な事件処理を経験することができず、かつ、全国規模の広域人事異動も行えないことから、職員の専門性に地域間格差が生じ、効率的に、全国各地で行政サービスの質を一定水準以上に保ち続けることは極めて困難である。

(イ) 「○ 個々の事務・権限の取扱い」第2パラグラフ関係

「国に残す事務」を本府省で直接実施することとした場合の支障（どうしても出先機関で実施せざるを得ない理由）等

- (1) 法務局の事務を本省で直接実施することとするには、事件数が膨大であることから、現在の本省の人員で処理することはできない。  
他方、約1万人の法務局職員全員を本省1箇所に集めて事件処理を行うことも、物理的に不可能であり、効率的でない。
- (2) また、法務局の事務を本省で直接実施することとした場合、以下の支障等により、事務を継続することは事実上不可能となる。
  - ① 利用者である国民は、法務行政サービスへのアクセスが困難になるため、登記申請や供託申請に係る事前相談、人権相談といった各種相談の機会を失う結果となり、各種申請の度重なる補正や申請の遅延、人権救済の遅延など、国民に多大な支障が生じる。
  - ② 地方公共団体にとっても、戸籍、国土調査、人権擁護等に関するきめ細やかな相談・指導が受けられなくなる。
  - ③ 不動産の表示の登記、国籍取得、人権救済などにおいて、実地調査、実態調査、事実調査等が必要な場合、全国の裁判所へ期日出廷する場合、全国各地域での地図作成をする場合など、円滑な事務処理に甚大な支障が生じる。

(ウ)「○ 広域的实施体制の在り方」及び「○ 柔軟な取組みの在り方」関係  
上記(7) ii で取り上げた支障等について、例えば、広域的な実施体制の在り方や柔軟な取組みを可能とするような仕組みを導入することなど克服する手段があれば、その内容等

法務局の事務・権限は、その性質上当然に、地域ごとに区々にわたることなく、全国統一に取り扱わなければならないものであるため、実施体制を広域化することにより地方に移譲ができる性質のものではない。また、法務局の事務・権限は、地方の発意による選択的实施などの柔軟な取組を可能とするような仕組みを導入することにより地方に移譲ができる性質のものでもない。

イ 地域主権改革を推進する観点から、事務・権限の見直しを検討している場合、その内容等

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」においては、「地域主権改革」について、日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革をいうと規定されている。

法務局の事務・権限は、国家の基礎や国家の運営に関係する基本的な事務・権限であることから、地域の諸課題に係る事務・権限ではなく、また、全国統一的な取扱いが特に強く要請される事務・権限であることから、地方公共団体の自主性や地域住民の判断により取扱いが異なることが絶対に許されない性質の事務・権限である。

したがって、地域主権改革を推進する観点からの事務・権限の見直しは検討していない。

ウ 同資料のうち、上記以外の事項（特段の意見等があれば）

(1) 「ガバナンスの確保」について

法務局の事務・権限は、いずれも国民の自由・財産等の権利関係や身分関係に密接に関連したものであるから、地域住民を始めとする利用者は、身近な役所として日常的に法務局と接しており、地域住民の目が届いている。また、法務局では、利用者の要望等を受けて行政サービスを提供しており、「地域・住民ニーズ」に柔軟に対応している。さらに、法務局とその上部機関である法務省とは、日常的に連絡を取り合って業務を遂行しており、法務局には、大臣や国会のコントロールが及んでいる。

したがって、法務局には、ガバナンスが十分に確保されている。

(2) 「人員の移管等の取扱い」について

法務局の事務・権限を正確かつ迅速に行うためには、法律実務家として高度な専門的知識や経験を有する職員が必要とされる。法務局では、長期的な視点に立った全国規模の広域人事異動や各種研修等を継続的に実施することによって、効率的に、全国各地で行政サービスの質を一定水準以上に保つことを実現しているのであり、これによって、国民の期待や信頼にこたえる組織体制を構築している。

したがって、全国知事会PT中間報告では、「専門性が必要な事務については国の人材を受け入れること等により対応できないか」との事務仕分けの観点を示されているが、前記のとおり、仮に、法務局職員の集団を分割して地方に移管する場合、法務局の事務以外の事務を兼任させれば、職員の専門性は急速に著しく低下することになり、他方、法務局の事務に専任させたとしても、職員は全国規模の幅広い多種多様な事件処理を経験することができず、かつ、全国規模の広域人事異動も行えないことから、職員の専門性に地域間格差が生じ、効率的に、全国各地で行政サービスの質を一定水準以上に保ち続けることは極めて困難となる。

(3) 「出先機関で実施せざるを得ない事務・権限を処理するための組織の在り方」について

法務局は、平成20年12月の地方分権改革推進委員会の「第二次勧告」において、組織・定員のスリム化を図った上で存続すると整理されたこと等も踏まえ、登記事項証明書等交付事務の市場化テストの実施、登記申請のオンライン化、登記所の適正配置の推進等により、平成19年度から平成22年度までの4年間で、計1,700人を超える定員を削減するなど、組織・定員の大胆なスリム化を図ってきている。